

葉山町高校生奨学給付金のお知らせ

葉山町では、高等学校等における教育に関する経済的負担を軽減することで教育の機会均等を図るため、就学に必要な経費のうち授業料以外のものに充てるための奨学給付金を助成します。

対象となる世帯

★ 対象となる世帯であるかどうか、必ずご確認ください。

○高校生^{※1}及び保護者等の方が葉山町内にお住まい^{※2}で、高等学校等^{※3}に在学している高校生がいる世帯のうち、次の①又は②の世帯

- ① 生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- ② 生計を一にする世帯全員の町民税所得割額（税額控除^{※4}前の額）が非課税（0円）である世帯

※1 高校生・・・高等学校等に在学する生徒を対象とします。なお、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

※2 葉山町内にお住まい・・・葉山町の住民基本台帳に記録されている方（但し、後見人の方は除きます）。

※3 高等学校等・・・高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの。定時制又は通信制の高等学校等を含みます。

なお、必要に応じ、在籍状況を確認することがあります。

※4 税額控除・・・調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除

申請受付期間

令和7年7月1日（火） ～ 令和7年7月31日（木）

※ 申請受付期間後に申請された場合は、認定月以降の分が支給対象となります。

※ 申請は、毎年度必要になります。前年度受給していた方も、新たにご申請ください。

支給決定について

学校教育課にて各世帯の所得状況を審査し、結果については郵送にて9月中旬～下旬に各ご家庭に通知します。なお、途中認定の方は随時結果を通知します。

支給額

高校1～3年生1人につき、月額5,000円（年額60,000円）

高校1年生には、上記に加え教材（タブレット等）購入の一部補助として1人につき、年額40,000円

支給時期

9月と3月に、それぞれ6箇月分を上限に支給します。

高校1年生の40,000円は、9月に一括で支給します。

（裏面に続く）

提出書類

葉山町高校生奨学給付金支給申請書（第1号様式）に、次の書類を添付して提出してください。

※申請書類は原則、学校教育課窓口に直接お持ち込みください。

※休・退学や転出等がある場合は、「葉山町高校生奨学給付金申請事項変更届」を提出してください。

<①生活保護世帯>

- ・ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）又は生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を確認できる書類
- ・ 学生証の写し等、在学がわかる書類（氏名、学校名、在籍期間がわかるもの）

<②非課税世帯>

- ・ 令和7年度の町民税所得割額を確認することができる書類
※令和7年1月1日時点で葉山町に住民登録があり、課税状況等の確認が取れる場合は提出不要です。
- ・ 学生証の写し等、在学がわかる書類（氏名、学校名、在籍期間がわかるもの）

☆申請書類は、葉山町ホームページからもダウンロードできます。

ホーム ⇒ 子育て・教育 ⇒ 入園・入学・教育 ⇒ 手当・助成 ⇒ 葉山町高校生奨学給付金

URL : <https://www.town.hayama.lg.jp/kosodate/nyuuen/2/4144.html>

提出先

葉山町教育委員会 学校教育課

葉山町堀内2050-9

TEL 046-876-1111（内線7221）